

> 武蔵村山市特別職報酬等審議会 会長 原 田 拓



武蔵村山市特別職報酬等の額について(答申)

平成19年10月4日付武発第1169号で諮問のあった「武蔵村山市議会 議員の報酬の額について」及び「武蔵村山市長、副市長及び教育長の給料の額 について」は、慎重に審議を重ねた結果、別紙のような結論に達しましたので、 ここに答申いたします。



# 答 申 書

平成20年1月17日

武蔵村山市特別職報酬等審議会

#### 1 はじめに

本審議会は、平成19年10月4日付武発第1169号により、市長から次の事項について諮問を受けた。

#### (諮問事項)

- 1 武蔵村山市議会議員の報酬の額について
- 2 武蔵村山市長、副市長及び教育長の給料の額について

そこで、本審議会では、諮問を受けた当日に第1回の会議を開催し、以来 延べ5回の会議を経て、常に公正な立場に立って慎重に審議を重ねた結果、 ここにその結論を得たので答申する。

## 2 審議経過

本審議会は、過去の特別職報酬等審議会の答申状況、特別職報酬等の改正 状況、他市の特別職報酬等の状況、民間企業の給与の状況、一般職の職員の 給与の状況、本市の財政状況、政務調査費の状況、一部事務組合の議員及び 管理者等の報酬の状況、議員定数の推移、議員一人当たりの人口及び市民一 人当たりの議員報酬等の状況等の資料を分析し、様々な角度から審議を重ね た。

主な審議内容は次のとおりである。

本年度行われた市議会議員選挙は、議員定数と立候補者数が同数であったため無投票当選となった。これは、議員という職の魅力が薄れてきた表れであり、行政への民意の反映、優秀な議員の輩出という観点から望ましいことではない。市の発展のためには、議員を魅力ある職にする必要があり、これにより優秀な議員が生まれてくることになる。その一つとして、議員が十分な活動ができるように報酬、期末手当、政務調査費等でその活動を保障する必要がある。

議員は、その活動費を報酬の中から支出しているといった実態があり、 議員を専門職としている者にとっては経済的に厳しい状況となっている。 これでは、今後本職として議員を志す優秀な人材が現れにくくなり、優 秀な議員も育ちにくくなる。

平成11年度に開催された特別職報酬等審議会では、引上げの答申を したが、その実施は見送られ現在に至っている。その間に議員について は定数が2名減員となり、議員一人当たりの職務は増加したことから、 これに見合う報酬とすべきである。

なお、議員定数は、より一層の削減をし、これにより議員の競争力を 高め、議員の資質の向上を図るべきである。

特別職の報酬等を決定する際は、安易に他市の状況を参考に決めるのではなく、市民のために十分に職責を果たす優秀な人材が輩出されるような報酬等の額とすることを第一に考えるべきである。

納税者である市民の感情及び市の財政状況については、十分配慮する必要がある。

### 3 結論

本審議会は、上記の審議内容を総合的に勘案し、次のとおり市議会議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、引き上げることが適当であると判断した。

市議会議員の報酬の額について

議員の活動は、議会の開会中のみならず、調査研究、情報収集、市民との相談、各種会議や公式行事等への参加などは日常的に行われている。また、行政の多様化、専門化に伴い、議員にはより広範囲で専門的な知識が求められ、本職として日々議員活動に専念しなければその責務が果たせない状況となっている。

経済面においては、多くの議員において報酬が生活の糧の主体的な部分となっており、さらに報酬の中から活動費を支出しているといった実態がある。議員を専門職としている者にとっては厳しい状況となっている。

このような状況では、議員の職としての魅力が薄れ、議員を職として 志す優秀な人材が立候補しなくなるおそれがあり、市の行政としては好 ましいことではない。本年度行われた市議会議員選挙のような無投票当 選という状況が今後も続くと、民主政治の健全な発達を妨げるおそれが ある。

そこで、議員の報酬の額については、次の表のとおり引き上げるとの 結論に達した。

なお、引上額については、平成11年度に開催された特別職報酬等審議会の答申の実施が見送られたことや、議員定数が2名減員になっていることなどから大幅な引上げを求める意見もあったが、市民感情等を考慮し、30,000円の引上げにとどめた。

## 市議会議員の報酬の額

職名	現行月額	改正月額	引上額	引上率
議長	505,000円	535,000円	30,000円	5.94%
副議長	458,000円	488,000 円	30,000円	6.55%
常任委員会委員長 議会運営委員会委員長	445,000 円	475,000 円	30,000円	6.74%
議員	435,000 円	465,000 円	30,000円	6.90%

### 市長、副市長及び教育長の給料の額について

市長、副市長及び教育長については、行政需要が多様化・複雑化し、その職責はより一層重く、日々の業務も多忙となっている。

また、「安心と希望が持てる元気な武蔵村山市」の実現のため、見守り番の設置、日産自動車村山工場の跡地整備、村山デエダラまつりの開催などの行政施策を実施する一方、指定管理者制度の活用や職員数の削減など行財政改革を着実に推進していることは、評価できるところである。そこで、市長、副市長及び教育長の給料については、次の表のとおり25,000円引き上げるとの結論に達した。

なお、この改正にあわせて、市長、副市長及び教育長は常勤であることから、一般職に準じて通勤手当を支給することについて検討する必要があると思われる。

市長、副市長及び教育長の給料の額

職名	3	現行月額	改正月額	引上額	引上率
市長	ī.	853,000円	878,000円	25,000円	2.93%
副市長	Ę.	740,000円	765,000 円	25,000 円	3.38%
教育長	Ę.	691,000円	716,000 円	25,000円	3.62%

## 4 改正の時期

平成20年4月1日とすることが適当である。

## 5 終わりに

本市の財政状況については、歳入の根幹をなす市税収入が、税制改正及び 大規模商業施設の進出による影響から上向くものと予測されているが、「三位一体の改革」による国から地方への税源移譲の結果、国庫補助金等の削減 が進み、地方交付税の見直しが行われるなど、引き続き厳しい財政状況が続いている。

このような状況の中で、今回の答申は、議員、市長、副市長及び教育長には、今まで以上に手腕を発揮し、一層の市民サービスの向上を図っていただきたいという願いを込めたものである。この答申を真摯に受け止め、市民が納得する活躍をされるよう心から期待する。

今後、この答申が市の行政の進展の一助になることを、委員一同願うものである。